

浄化槽は 生きています

適切な維持管理が必要です

法定検査を受けましょう。

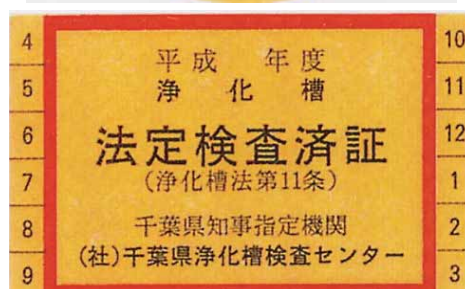
浄化槽の使用者は、浄化槽が正しく機能しているかどうか、使用開始後及び1年毎に法定検査を受けましょう。

●7条検査

浄化槽使用者は、使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に、県の指定した検査機関の水質検査を受けることが義務付けられています。(浄化槽法第7条)
これは、水質等を検査することにより、主に、浄化槽の設置工事等が適正に行われたか否かを判断するものです。

●11条検査

浄化槽使用者は、7条検査のほか年1回、県の指定した検査機関の定期検査を受けることが義務付けられています。[浄化槽法第11条]
この検査は、保守点検及び清掃が適正に行われているか否かを判断するものです。



種類 人槽区分	法設置後の水質検査 (第7条検査)		定期検査 (法第11条検査)	
	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下	9,000円	10,000円	5,000円	5,000円
11人槽～20人槽	12,000円	14,000円	8,000円	10,000円
21人槽～50人槽	13,000円	15,000円	9,000円	11,000円
51人槽～100人槽	—	18,000円	12,000円	14,000円
101人槽～300人槽	—	20,000円	14,000円	16,000円
301人槽～500人槽	—	22,000円	16,000円	18,000円
501人槽以上	—	26,000円	20,000円	22,000円

使用にあたっては、次のことに注意しましょう。

◆ ブローア(モーター)の電源は切らないこと

浄化槽には、空気を送り込む必要がありますので、ブローア(モーター)の電源は切らないで下さい。
また、腐敗タンク方式の場合は通気口をふさがないでください。

◆ 浄化槽の上部又は周辺には、物を置かないこと

保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある物を置かないでください。

◆ 劇薬を含む洗剤の使用は避けること

便器掃除に劇薬成分を含む洗剤等を使うと、浄化槽内の微生物が死んでしまうことがあります。
便器の汚れはなるべく早めにぬるま湯や薄い石鹼液等で落としてください。

◆ トイレトペーパーを使用すること

必ずトイレトペーパーを使用するようにしてください。(できるだけ再生紙が好ましい。)
新聞紙、タバコの吸い殻、紙おむつ、衛生綿、生理用品などの異物は絶対に落とさないでください。

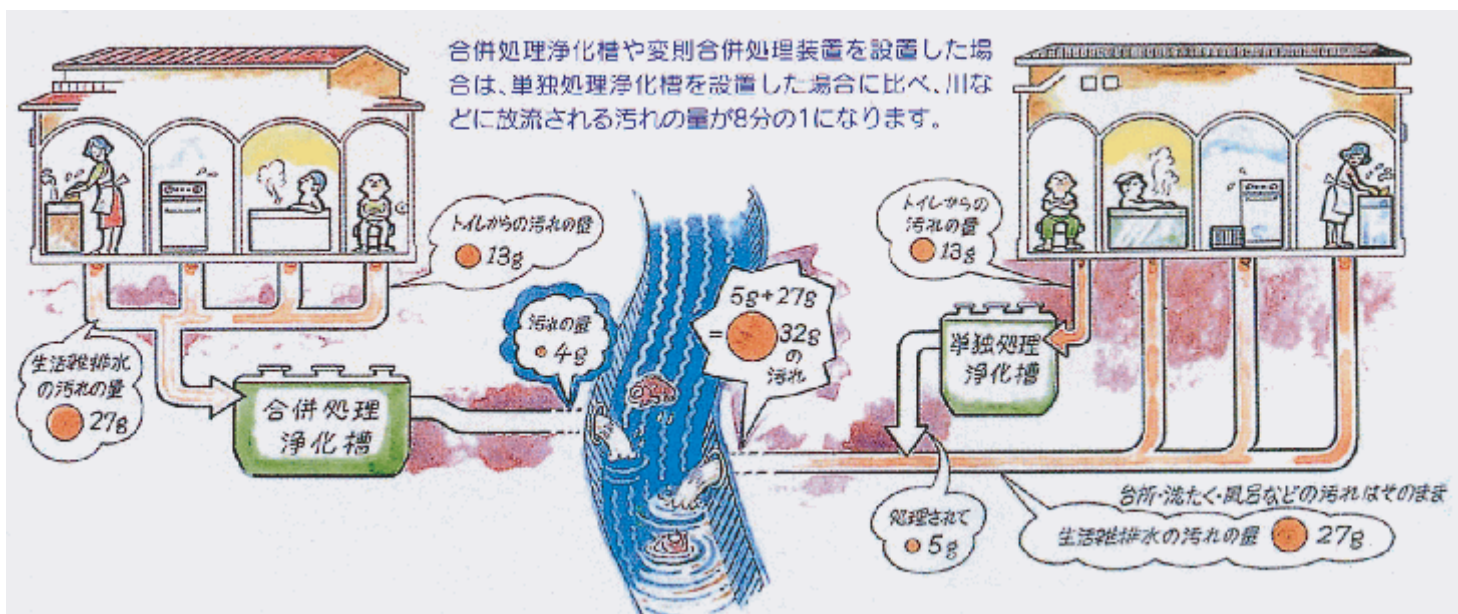
◆ 台所からの排水について

油脂類はできるだけ浄化槽内に流入させないでください。(フライパンに残った油は、紙等で拭き取ってから洗ってください。)

◆ 故障や異常が発生したときは・・・

異常な臭気が発生したり、モーターが止まってしまった場合などには直ちに保守点検業者に連絡してください。
また、困ったときは浄化槽に関する相談窓口を利用してください。

合併処理浄化槽を設置すると生活排水がこんなにきれいになります。



- 数値は、1人が1日に出す水質汚濁物質の量をBODで表したものです。

※ BOD(生物化学的酸素要求量)というのは、水の汚れ(有機物)が微生物の働きで分解される時に消費される酸素の量で、汚れが多ければ、それだけたくさんの酸素を消費することになりますので、汚れの量を酸素の量で表したものとと言えます。